平成 27 年 11 月 26 日

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

全銀協 TIBOR 行動規範　新旧対照表

※下線部変更点。なお、備考欄に改正理由の記載がない事項については、規定趣旨の明確化など、文言上の修正である。

新	旧	備　考
本行動規範（別紙１および２を含む。）は、一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関(以下「運営機関」という。)が後記１．に定義する「日本円 TIBOR」および「ユーロ円 TIBOR」(以下、これらを合わせて「全銀協 TIBOR（Tokyo Interbank Offered Rate)」という。）を算出・公表するに当たり、全銀協 TIBOR が証券監督者国際機構（IOSCO）の公表した金融指標に関する原則に準拠し市場や利用者から信頼されることを目的として、リファレンス・バンクがレート呈示に関して遵守すべき規範である。	本行動規範は、一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関(以下「運営機関」という。)が後記１．に定義する「日本円 TIBOR」および「ユーロ円 TIBOR」(以下、これらを合わせて「全銀協 TIBOR（Tokyo Interbank Offered Rate)」という。)を算出･公表するに当たり､全銀協 TIBOR が証券監督者国際機構(IOSCO)の公表した金融指標に関する原則に準拠し市場や利用者から信頼されることを目的として、リファレンス・バンクがレート呈示に関して遵守すべき規範である。	
２．リファレンス・バンクの遵守事項 （９）社内研修 ①リファレンス・バンクは、レート呈示責任者およびレート呈示担当者を対象に、本行動規範の内容に即した社内研修を最低年１回実施し、実施結果は実施後最低５年間保存するものとする。	（９）社内研修 ①リファレンス・バンクは、レート呈示責任者およびレート呈示担当者を対象に、本行動規範の内容に即した社内研修を最低年１回実施し、実施結果は実施後最低５年間保存するものとする。	
②上記の社内研修実施状況については、別途運営機関の定める様式により、運営機関宛に提出するものとする。	②上記の社内研修実施状況については、別途運営機関の定める様式により、運営機関宛に提出するものとする。	
③リファレンス・バンクは、上記に加え、全銀協 TIBOR を参照した金融商品を取り扱う部署、およびトレーディング業務を行う部署の担当者・責任者等、全銀協 TIBOR を参照した金融商品の取引を行う者に対しても、本行動規範の内容に関し、適切な範囲、程度で周知・徹底する研修を最低年１回実施するものとし、実施結果を実施後最低５年間保存するものとする。 ただし、新しくレート呈示責任者およびレート呈示担当者を任命する場合には、事前もしくは任命後速やかに研修を実施するものとする。	③リファレンス・バンクは、上記に加え、全銀協 TIBOR を参照した金融商品を取り扱う部署、およびトレーディング業務を行う部署の担当者・責任者等、全銀協 TIBOR を参照した金融商品の取引を行う者に対しても、本行動規範の内容に関し、適切な範囲、程度で周知・徹底する研修を最低年１回実施するものとし、実施結果を実施後最低５年間保存するものとする。	⇒新しくレート呈示責任者等に就任した者に対する事前もしくは速やかな研修の実施を明確化
４．その他 (1)省略 (2)リファレンス・バンクおよび市場参加者は、本行動規範を遵守するとともに、全銀協 TIBOR の運用に当たっては、独占禁止法上問題となるおそれのある行為がないよう厳に注意しなければならない。	４．その他 (1)省略 (2)リファレンス・バンクおよび市場参加者は、本行動規範を遵守するとともに、全銀協 TIBOR の運用に当たっては、独占禁止法上問題となるおそれのある行為がないよう厳に注意しなければならない（別紙３「全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関による日本円・ユーロ円 TIBOR 公表に当たっての留意点等」参照)。	
(参考資料)　独占禁止法上の留意事項 （以下略）	(別紙３)　独占禁止法上の留意事項 （以下略）	